

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

市内本店造園業者が

吹田市契約検査室と懇談

吹田市内で造園業を営む本業者は4月19日午後3時30分より吹田市契約検査室と懇談しました。吹田民商からは本業者9名と事務局3名が参加し、契約検査室からは吉田室長と辻氏に対応していただきました。今回の懇談は、民商が2月27日に提出した「吹田市官公需造園業務の改善を求める要望書」に対する吹田市からの回答を受けて行われたものです。登録業者の実態調査やダンピング受注対策等について話し合いました。



登録業者の実態調査を踏まえた改善を要望

まず、登録業者の実態調査の状況について話し合いました。この件では、造園本店業者がダンピング問題の話し合の際、形だけ事務所を構えて登録業者になっている支店業者の実態を示して改善を求めた経過があります。その要望を受けて、平成28年11月7日に施行されたのが「吹田市内業者及び準市内業者の認定に関する要領」です。民商と市内本店業者はこの要領の完全な実行を求めています。

まず、契約検査室から実態調査の状況について説明していただきました。平成28年度の調査件数は42社。そのうち造園業者は4社でした。申請書類から疑義がある事業所4社を突然訪問。4社すべてが留守であったため、改善通知を送付し、その後、再訪問して是正状況を確認して、認定したとのことでした。平成29年度は「物品」登録業者19社を調査したことや追加登録者への調査もおこなったとの説明がありました。懇談の中心を占めたのは、マンシヨンの一室に3つの造園登録業者が同居状態になっている実態を吹田市が許容していることです。今の吹田市の基準では問題ないことになっています。常識的ではないのではないかとこの当会の指摘に、吉田室長は今後の見直しの機会に「1社1事業所も考える」と回答しました。

ダンピング対策として

契約検査室の権限強化を提案

次に水道部のダンピング問題と全市的なダンピング対策について話し合いました。水道部のダンピング問題については、吉田室長から本年2月頃、吹田民商の要請を受けて、水道部に「ダンピングではないか。最低制限価格制度を入れることはできないか。」と指摘したとの報告がありました。この問題は、ダンピングと認めない限り改善には向かいません。民商は、水道部が「市の意思決定があれば従う」と

していることから、契約検査室の権限を強め、他の部局を指導できるシステムにする必要があるのではないかと提案しました。それに対して吉田室長は、要望には添えないことと、「水道部も土木部のように、ダンピングであることを認め、自主的に改善してほしい。」「業者さんの向こうにいる労働者のことも考えないといけない」と回答しました。

産業振興条例、

市長の本店業者優先の姿勢を強調

懇談ではランダム係数や待機期間のことも話題になりました。このような話し合いの中で、吉田室長から、吹田市産業振興条例に「受注機会の増大を図ること」が記されていることや、「市内本店業者にチャンスを与える」のが後藤市長の姿勢であることを紹介して、自分はそれを踏まえて仕事をしていると何度も発言されました。造園業務を含め市内本店優先の姿勢が強く実行されている様子を知ることができました。民商からは、最後に、政策によって正しい官公需の在り方に誘導していく必要があることを要望しました。

土木部でもランダム係数採用の要望実る

平成30年度から土木部でもランダム係数を採用することがこのほど決まりました。3月の土木部との懇談会の際、本店業者のなかで再協議することになっていましたが、4月3日に再度本店業者で時間をかけて協議した結果、ランダム係数採用を要望することで意見がまとまりました。そのことを翌日土木部に伝えました。それから数日後にランダム係数採用が決まりました。ダンピング問題の改善を図る取組の中で、土木部や契約検査室が私たちの要望を「聞く耳をもつ」姿勢で受け入れたことに感謝し、私たちも市民に喜ばれる仕事をして応えていかなければなりません。

伝言板

● 私たちが願う吹田市政を考えるシンポジウム

(主催) 吹田明るい革新吹田市政をすすめる会

5月8日(火) 夜7時から 吹田市立勤労者会館

維新市政を転換し後藤市政が誕生してから、3年が経過しようとしています。市政への要望などを寄せ合い、様々な住民要求を実現していくうえでの私たちの運動の課題についても、意見交換や討論をすすみましょう。

● 無料法律相談

5月17日(木) 昼1時 民商会館

北大阪総合法律事務所の弁護士が対応します。

予約が必要です。事前に事務所に連絡して下さい。

● 憲法変えてほんまにええの?なぜ急ぐ?9条改正!

5月25日(金) 夜7時 吹田市勤労者会館

講師 中田進さん(勤労協副会長)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民で!